

従前地分筆手続の変更について(令和7年4月～)

変更前	変更後
① 口頭での事前協議（権利者、市） 変更内容や費用負担に関する事前協議	① 書面 での事前協議（権利者、市） 変更内容や費用負担に関する事前協議
② 仮換地変更願（権利者） 市への仮換地指定変更依頼 ※最終的に仮換地指定変更をするため最初に提出	
③ 土地分筆確認願（権利者） 市への地積測量図確認依頼	② 土地分筆確認願（権利者） 市への地積測量図確認依頼
④ 従前地の分筆登記（権利者） 法務局への従前地分筆登記申請	③ 従前地の分筆登記（権利者） 法務局への従前地分筆登記申請
⑤ 分筆登記後の書類の提出（権利者） 市への土地登記簿謄本等（分筆登記後）提出	④ 仮換地指定変更願（権利者） 市への仮換地指定変更依頼 ※分筆登記後の土地登記簿謄本等添付
⑥ 仮換地指定通知等（市） 仮換地指定通知及び仮換地指定取消通知の送付	⑤ 仮換地指定通知等（市） 仮換地指定通知及び仮換地指定取消通知の送付

<変更の概要>

- ・ 事前協議を口頭から書面に変更
 - ・ 仮換地指定変更願をいただくタイミングを仮換地指定通知直前に変更
- ※従前地分筆を伴わない軽微な仮換地変更についても、手続内容は同様に変更